

別表第2（第2条関係）

環境配慮型浄化槽

環境配慮型浄化槽とは、次に定める消費電力基準等及び消費電力基準に加えて1つ以上満たすことが必要な基準項目を満たす浄化槽をいう。

1 消費電力基準

人槽（人）	消費電力 （通常型）	消費電力 （BOD10mg/L以下）	消費電力 （りん除去型）
5人槽	47 W以下	58 W以下	92 W以下
7人槽	67 W以下	83 W以下	100 W以下
10人槽	92 W以下	113 W以下	174 W以下

2 浄化槽の総容量

人槽（人）	総容量 （通常型）	総容量 （BOD10mg/L以下）	総容量 （りん除去型）
5人槽	3.067 m ³ 以下	3.225 m ³ 以下	3.130 m ³ 以下
7人槽	4.146 m ³ 以下	4.637 m ³ 以下	3.955 m ³ 以下
10人槽	6.329 m ³ 以下	6.493 m ³ 以下	5.524 m ³ 以下

3 消費電力基準に加えて1つ以上満たすことが必要な基準項目

(1) 浄化槽の消費電力が、上記の消費電力基準よりもさらに10%以上低減されていること。

人槽（人）	消費電力 （通常型）	消費電力 （BOD10mg/L以下）	消費電力 （りん除去型）
5人槽	42 W以下	52 W以下	82 W以下
7人槽	60 W以下	74 W以下	90 W以下
10人槽	82 W以下	101 W以下	156 W以下

(2) 浄化槽本体の大きさがコンパクト化されており、下記の総容量の基準をみたすこと。

人槽 (人)	総容量 (m ³)
5人槽	2.2 以下
7人槽	3.1 以下
10人槽	4.5 以下

(3) ディスポーザ対応浄化槽であること。

(4) プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。

ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、以下の式による。

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{ポストコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} \times 1 \geq 25$$